

手繰第二種餌料びき網漁業

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第72条第1項第2号に規定する手繰第二種漁業に該当する手繰第二種餌料びき網漁業につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

(1) 漁業種類

手繰第二種餌料びき網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

15隻

(3) 船舶総トン数

6トン未満であって許可証に記載された総トン数

(4) 推進機関の馬力数

260キロワット以下であって許可証に記載された馬力数

(5) 操業区域

ア 伊勢湾のうち次の点を順次結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域。

(ア) 知多郡美浜町野間埼灯台

(イ) 知多郡美浜町野間埼灯台と三重県鳥羽市神島灯台を結んだ直線と知多郡南知多町野島灯台と三重県伊勢市宇治山田港大湊防波堤灯台を結んだ直線の交点

(ウ) 知多郡南知多町野島灯台

(エ) 田原市伊良湖町古山頂上

(オ) 知多郡南知多町大磯灯台

(カ) 知多郡南知多町大字師崎林崎

イ 三河湾のうち次の点を順次結んだ直線以西の海域。

(ア) 知多郡美浜町河和港南防波堤灯台

(イ) 西尾市一色町佐久島波ヶ埼灯台

(ウ) 知多郡南知多町大磯灯台

(エ) 田原市立馬埼灯台

ウ 渥美外海のうち次の点を順次結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域。

(ア) 北緯34度34分50秒東経137度1分5秒の点

(イ) 北緯34度33分58秒東経137度の点

(ウ) 北緯34度33分52秒東経137度9秒の点

(エ) 北緯34度28分52秒東経137度9分7秒の点

(オ) 北緯34度28分52秒東経137度29分19秒の点

(カ) 北緯34度40分24秒東経137度29分19秒の点

(6) 漁業時期

伊勢湾及び三河湾にあつては3月1日から12月31日まで、渥美外海にあつては1

2月1日から翌年5月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

次のいずれにも該当する者

- ア 県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者。
- イ 釣漁業に対して餌料の円滑なる供給を行いうる者。
- ウ 釣漁業根拠地へ漁獲物を水揚げする者。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年7月10日（木）午前8時45分から令和7年8月10日（日）午後5時30分まで

3 備考

- (1) この許可の有効期間は、許可の日から令和8年5月29日（金）までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - ア 次の区域で操業してはならない。
 - (ア) 伊勢湾のうち渥美半島の最大高潮時海岸線から1,500メートルの海域、知多半島、知多郡南知多町日間賀島、同篠島及び同野島の最大高潮時海岸線から500メートルの海域並びに知多郡南知多町野島南西の沖の瀬大型魚礁の中心点から150メートル以内の海域。
 - (イ) 三河湾のうち知多半島、渥美半島及び西尾市一色町佐久島の最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海域。
 - (ウ) 渥美外海のうち最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域。
 - イ 使用する漁具は次の範囲でなければならない。
 - (ア) 網目は15センチメートルにつき28節以下（もじ網にあっては50センチメートルにつき105経以下）。
 - (イ) 漁具の張竹の長さは、15メートル（うち網を取付ける部分は11メートル）以下。
 - ウ 許可番号表示標識の地色は白色で、その上下端を横縞に緑色の反射蛍光塗料としなければならない。
- (3) 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号。）附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、この告示の1(4)中「260キロワット」とあるのは、「60馬力」と読み替える。
- (4) 愛知県漁業調整規則第11条第6項に規定するくじは、愛知県において行うものとする。

令和7年7月9日

愛知県知事 大村秀章